

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	佐賀河川事務所管内A重油外単価契約
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 亀園 隆 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
契約締結日	令和 3年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀県佐賀市川原町8-27
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥8,871,545-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	非公表
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	年間予定額 8,871,545円(単価契約)

## 随意契約理由書

1. 件名 佐賀河川事務所管内A重油外単価契約
2. 履行場所 巨勢川ポンプ場（東淵系）外10箇所
3. 契約の相手方  
名称 佐賀県石油協同組合  
住所 佐賀県佐賀市川原町8-27  
電話 0952-22-7337
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第5項及び予決令第99条の第18号並びに同令第102条の4第7号
5. 当該業務の内容及び随意契約に付する理由  
(1) 当該業務の内容 本契約は、佐賀河川事務所が管理する排水機場等（11施設）の燃料タンクへA重油（1種1号）外1点の給油を行うものである。

(2) 随意契約に付する理由

洪水等の災害対応において、国民の生命、財産を守るためには排水機場ポンプ等の稼働は欠かすことのできないものである。このため、重油等燃料の補給を的確かつ円滑に行い、常時災害に備える必要がある。

佐賀河川事務所において使用する重油等燃料については、令和2年10月2日閣議決定「令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項 6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮 (7) 中小石油販売業者に対する配慮及び 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項 2 組合の活用に関する基本的な事項 に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需適格組合としての認証を受けている上記業者と契約するものであり、当該地区における石油製品販売業で官公需適格組合は上記業者以外にはない。

以上の理由により、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第18号並びに同令第102条の4第7号により、佐賀県石油協同組合と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀河川事務所 総務課長